

Title	『遂加』の方法
Sub Title	The way of Tsuika
Author	中川, 博夫(Nakagawa, Hiroo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2008
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.95, (2008. 12) ,p.115- 140
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	岩松研吉郎教授高宮利行教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00950001-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『遂加』の方法

中川 博夫

はじめに

『遂加』は『追加』とも書き、『慶融遂加書』『慶融法眼抄』とも呼ばれる、藤原為家の子で仁和寺の僧であったと思しき法眼慶融(1)の手になる歌学書である。冒頭に「遂加書レ之」、末尾に「以二先人遺命一私書三加之一」法眼慶融(2)、中間に「先人被レ仰き」「先人は仰せられし」などとあることから、建治元年（一二七五）五月一日の父為家没後程経ずに成つたと推測されていて、為家の『詠歌一体』に、父からの口伝などに基ついて追補したものであると知られる。分量零細ではあるが、為家の歌論の一端を補完的に窺うことができ、さらに、定家・為家・慶融の三代間の相承のありよう、興味深い示唆を与えるようにも思われる。それを論じてみたい。

一 地儀落題説の例証からの転化

『遂加(2)』は、次のように始まる。

遂加書⁽³⁾之

地儀 河・海・山・野・関、

如⁽¹⁾此字をば、必ず歌に読みあらはすべし。五条三位入道歌、

関路花

足柄の山の手向に折れどもぬさと散りかふ花桜かな

是ぞ題の字⁽²⁾によみ据ゑられざる例也。花・郭公・月・雪等の題には、必ず可⁽³⁾詠居。関字よりも、可⁽⁴⁾詠⁽⁵⁾之。古今歌、

鳴きとむる花しなれば⁽⁶⁾驚もはてはもの憂くなりぬべらなり

あはれてふ事をあまたにやらじとや春に遅れて独り咲くらん

如⁽⁷⁾此年⁽⁸⁾詠⁽⁹⁾花、花をよみ据ゑず。然而、花を題にて詠⁽¹⁰⁾之時は猶花可⁽¹¹⁾詠者也。鶉川などはよみあらはすべし。

これは、『詠歌一体』⁽⁶⁾「題をよくよく心得べき事」の、「天象・地儀・植物・動物、すべて其の体あらん物をば其の名をよむべし。三十一字のなかに題の字を落とす事は深く是を難じたり。但し、思はせてよみたるもあり」に對する「遂加」であろう。為家が、天象・地儀・植物・動物等全て具体物は、その名称を詠むべきとして、題詠の一首中にそれを示す題の字(名称)を詠み落とすことを批判しつつ、言外に示唆する方途を猶予する、という題詠の心得を説く箇所である。これについて慶融は、祖父定家の『石清水若宮歌合 寛喜四年』に於ける判詞「題の字の中、山・川・田・野のたぐひは、必ず其の字を歌の表によみ据うべしと、昔ならひて侍れば⁽⁷⁾」という言説を抛り所に(それを隠して)、特に「地儀」に拘り、細かく河・海・山・野・関と具体化して、それらを必詠の字としながら、曾祖父俊成の「関路花」題の「足柄の」歌(長

秋詠藻・二二六)を、題の字を詠み据えないでもよい例として挙げる。そして、花・郭公・月・雪等といった、春夏秋冬の要材の題の場合は必詠であり、「関」の字に優先して詠み据えられるべきである、と注するのである。さらに「花」に収斂させて、「花」を詠み据えない古今歌二首を挙証しつつ、「花」題の場合はやはり「花」が必詠であると釘を刺す。最後に再び「地儀」に帰って、特に「鵜川」などは一首の表面に詠み顕すべきである、というのである。

「地儀」に焦点を絞って遂加すると見せて、実は「植物」の「花」を重視する論へと横滑りさせている。「地儀」の落題が許容される場合を例示すようでありながら、「関路花」題である「足柄の」歌の「関」字を詠み据えずに許される場合の例証たる意味はむしろ希薄になっていて、結題で何れの字がより優先的に重要かといった問題にすり替わったかのような印象さえ残るのである。

続いて挙げる「鳴きとむる」「あはれてふ」の両古今歌について、「如^レ此^レ作^レ詠^レ花」という前提を設定して「花を詠み据えず」と断じているが、後文に「然而花を題にて詠^レ之時猶花可^レ詠者也」と続くのであるから、この「作^レ詠^レ花」の「花」は、題の「花」を指すことにならないことは確かであろう。とすれば、落題の許容、批判の何れでもなく、ここに挙例した意図が不明となるのである。

「あはれてふ」歌は、「卯月に咲ける桜を見てよめる」の詞書を持つ紀利貞の歌(古今集・夏・二二六)である。定家は『顯注密勘』^⑨で「花をよみて、花の字を面に据えぬをぞめづらしとぞ侍る。木伝へばおのが羽風に散る花を、と云ふ歌にも、鶯と据えぬなるべし」と注している。花を詠む「あはれてふ」歌が、「花」の字を面に詠み据えないのは、「鶯の鳴くをよめる」と詞書する「木伝へばおのが羽風に散る花を誰に負ほせてこころ鳴くらん」(古今集・春下・一〇九・素性)が、鶯を詠みながら歌の面に「鶯」と詠み据えないのと同断であるというのである。慶融は祖父のこの言説に適従したかの

ようである。しかし、定家の意図は、「桜を見て」や「鶯の鳴くを」という見聞に拠る歌について、「花」と言わずに「花」を詠じ得ていることを、「鶯」と言わずに「鶯」を詠じ得ていることに寄せて評価していると見るべきであり、少なくとも「花」の「題」を詠み落としてもよい例と捉えていた訳ではないと言うべきであろう。

もう一首の「鳴きとむる」歌（古今集・春下・一二八・貫之）も、詞書は「弥生に鶯の声の久しう聞えざりけるをよめる」であり、「花」を一首の表面に詠み据えることが本来的に要求されるべき歌ではなく、「花しなれば」という措辞を以て「花を詠み据えず」と解することの当否を措き、また「花」が題詠か属目かをも措いて、「花を詠じ乍ら」という前提自体が、直ちに成立し得るとまでは言えないと思われるのである。

かれこれ見合わせると、この二首は、ここにわざわざ挙例するのが妥当な歌とは言えないであろう。つまりは、題詠論・落題論で「花」を詠み据えるか否かの例たり得ない歌を恣意に挙証した、とさえ見なし得るのではないだろうか。

ところで、最後に唐突な感じで「地儀」に戻って、具象の一つに過ぎない「鵜川」に拘り遂加した意図はなんだろうか。「鵜川」は、歌語としては『万葉集』（巻一・雑歌・三八）に「：上つ瀬に 鵜川を立ち 下つ瀬に 小網さし渡す：」と詠まれたのが早い。歌題としては、『貫之集』の「うかは／大空にあらぬものから川上に星とぞ見ゆる篝火の影」（一五二）が初例となるうか。歌合等では、永承六年（一〇五二）夏頃の『六条斎院祿子内親王歌合』の出題が確実な早い例で、承暦四年（一〇八〇）十月二日の『篤子内親王家侍所歌合』にも見える。続いて、永久四年（一一二六）十二月の『永久百首』に設題され、元永元年（一一一八）六月の『右兵衛督家歌合』にも出題されている。

勅撰集には、その『右兵衛督家歌合』から『金葉集』に一首、「実行卿家歌合に、鵜河の心をよめる／中納言雅定／大堰川いく瀬鵜舟の過ぎぬらんほのかになりぬ篝火の影」（夏・一五一）が採られたのが初出で、その撰者俊頼は、家

集『散木奇歌集』に「鵜川をよめる」とする三首（三五八～三六〇）と『右兵衛督家歌合』の二首（三六一）を残している。その後、長承三年（一一三四）末頃の『為忠家初度百首』の題には「毎夜鵜河」が採用される。また、『久安百首』の俊成部類本では崇徳院の「早瀬川みをさかのぼる鵜飼ひ舟まづこのよにもいかか苦しき」に「鵜川の心を」と付され、この一首は俊成撰の『千載集』（夏・二〇五）に詞書「百首歌の中に、鵜河の心をよませ給うける」として入集することになる。併行してこの時期の家集では「鵜川」の結題詠が、覚性法親王の『出観集』（連夜鵜河・二二二）、『重家集』（夜夜鵜河・一八）、『教長集』（昼鵜河・二六八）、公重の『風情集』（昼鵜川・四六九）、『頼政集』（夜夜鵜河・一一四）、連夜鵜河・一六三）、『二条院讃岐集』（深き夜の鵜川・三二）、『実家集』（早瀬の鵜川・九五）という具合に詠まれているのである。また、重家の出題かとされる『寂蓮結題百首』にも、「深き夜の鵜川／迷ふべき契りぞ深き鵜飼ひ舟この夜も月の入るを待ちける」（三二）の一首が見えている。

右に記したような歌では、「夜川」「夏川」「鵜舟」「鵜飼ひ舟」あるいは「大堰川」（後には「桂川」も）等の語を詠み込む例が多く、また「鵜」も「川」も詠まず「鮎」「石斑魚」「篝火」等々で鵜飼いの景趣を叙する例も散見する。「鵜川」を詠み据えた例は、俊頼の「ますらをは鵜川の瀬々に鮎とると引く白繩の絶えずもあるかな」（散木奇歌集・鵜川をよめる・三六〇）、俊成（顕広）の「鵜川には五月の闇もなかりけり下ればくだす舟の篝火」（為忠家初度百首・毎夜鵜河・二三七）、教長の「鵜川にはさばしる鮎の数見えて波のよるともかざらざりけり」（教長集・昼鵜川・二六八）、公重の「水底に日影のすぐにはさす時は鵜川の鮎の数も見えけり」（風情集・昼鵜川・四六九）が目に入る程度である。従って、この「鵜川」題は、院政期にはその「字」を一首に詠み据えることから比較的自由であったと見てよい。

かくて建久四～五年（一一九三～四）頃成立の『六百番歌合』に、「鵜河」が設題されたが、主催者の良経以下定家

や家隆など新古今時代を主導する歌人を含む十二名は、いずれも一首中に「鶉川」の語を詠むことはしていないのである。しかも、左右の難陳も俊成の判詞も、それを咎めることは一切していない。これ以後、鎌倉時代を通じて、「鶉川」題は多く詠まれるが、院政期の傾向と大差はなく、「鶉川」が詠み込まれることは少ないのである。特に、『遂加』成立頃までの勅撰集では、『新古今』（二五二・慈円。六百番歌合詠）『続後撰』（二一九・教雅）『続古今』（二五五・通光）『続拾遺』（一八七・後嵯峨院）に「鶉川」題歌が採録されているが、いずれも歌に「鶉川」の語は見えない。即ち、先に見た『千載集』と併せて、慶融の曾祖父・祖父・父・兄弟の俊成・定家・為家・為氏が撰者となった勅撰集が、「鶉川」題で歌に「鶉川」を詠み込む必要を見せないことになる。ちなみに、為家が近仕した順徳院も『禁和歌草』に「鶉川」題を二首（一五、五〇）残すが、「鶉川」を詠み込んではいない。慶融の同時代でも、例えば雅経の孫の飛鳥井雅有（隣女集・一二二四・一二二五・一九六六、雅有集・五六七）や六条家の末流の顯氏（顯氏集・一七四）、後鳥羽院の孫澄覚法親王（澄覚法親王集・九〇）や後嵯峨院皇子の宗尊親王（竹風抄・一八）、関東歌壇の藤原政範（政範集・一九三）や安達長景（長景集・二九）、あるいは文永二年（一二六五）七月七日の『白河殿七百首』（一七八・後嵯峨院、一七九・禅信）等の歌について見ても、結題を含む「鶉川」題で歌に「鶉川」を詠み込んだ例は無く、ほぼ同様の傾向を示していると言つてよい。

かかる状況がある程度認識した上での慶融の物言いではあろう。ただ何故、歴代の和歌に容認されていた事柄について、敢えて「鶉川なんどはよみあらはすべし」と意見したのかは詳らかにし得ない。ただ、例えば父為家が、歴史的には常套である「けしき」の語を恐らくは漢語由来故に忌避していったような^①、微細な事柄にある種の原理主義を持ち込むような性向が、慶融の中にも働いていたのかもしれないとは想像するのである。

如上、慶融の行文は自在と言え、その切り接ぎ・接ぎ合わせるような著述方法にこそ慶融の基本的な姿勢が窺われると考へるのである。そもそも、為家が『詠歌一体』で落題として挙例し、「この歌は落題とて難じたり」とした「五月雨にふり出でて鳴けと思へどもあすの菖蒲やねを残すらん」という佐理の歌は、応和二年（九六二）五月四日『内裏歌合』の歌で、題は「時鳥を待つ」、右方は靱負藏人の「菖蒲草根を深くこそ掘りてみめ千歳も君とわかむとぞ思ふ」である。判詞は、十巻本では「これも題の心なし、とて持」とするが、廿巻本では「郭公といふ文字はなけれど、歌の姿きよげなり、とて勝つ」と評された歌であった。為家が近仕した順徳院の『八雲御抄』（正義部 歌合子細）では、「此の歌、郭公といはねども、勝畢。いづれの題も可_レ准_レ之。まして古今以下、恋といはぬ恋歌、不_レ可_二勝計_一。更々非_レ難云々」とされ、即ち、題の「郭公」を言わずに勝つたのは何題であつても同様で、恋と言わぬ恋の歌の古今集以下の甚多の例に照らして、非難には当たらないとされた歌でもあつた。このような評価を為家が知らなかつたとは考へにくく、つまり為家は、落題の例歌として必ずしも相応しいとは言ひ難い評価もあるこの歌を、躊躇することなく挙例したことになる。そこに、為家の断章取義とも言える便宜的態度を見ることができ、それは慶融の姿勢に繋がるものである。同時にこの為家の考へ方は、『遂加』の、「郭公」他の春夏秋冬の要材の題の場合は他に優先して必ず詠むべきである、という説に重なるものであろう。それら二つの意味で、慶融の言説は、当然ながら為家のそれに深く通じるものである。

二 制詞の種々併呑

右に続けて『遂加』は、「永不_レ可_レ詠詞」を記す。即ち、『詠歌一体』が「近き代の事、ましてこの頃の人のよみ出

だしたらん詞は、一句も更々よむべからず」とした、いわゆる主ある詞・制詞に、遂加するのである。周知のとおり、為家の原著である広本『詠歌一体』から後世に派生した数種の略本は、この制詞を中核にしたもので、各々の作者や原歌を挙げるなどしつつ、さらに制詞を拡大させているのである。『遂加』を、その先蹤に位置付けてもよいであろう。¹⁶

『遂加』がまず挙げる詞は、つぎのとおりである。便宜に番号を付す。

- ① 雨の夕暮
- ② 見ゆる曙
- ③ ありければ¹⁷
- ④ 思ひせば
- ⑤ 心地こそすれ
- ⑥ 物にぞありける
- ⑦ み山辺の里
- ⑧ 吹く嵐かな

制詞といっても、後代にその語を全く用いなくなった訳でもない。もちろん制詞の規制を知らずに詠んだ場合もあるうし、京極派や南朝の歌人達のように恐らくは敢えて用い詠んだ場合もあるであろう。今日の資料上に悉皆的に厳密に用例を辿ることは、慶融の認識とむしろ乖離するであろうから、主に勅撰集を目安にこれらの語の使用状況を見て、慶融の意図を探ってみたいと思う。

①「雨の夕暮」は、良経の「うちしめり菖蒲ぞかをる郭公鳴くや五月の雨の夕暮」(新古今集・夏・二二〇)が原歌で、既に『詠歌一体』で挙げられている。慶融の思い違いか、敢えて冒頭での例示を意図したか。ちなみに、これ以後の勅撰集では『玉葉集』(二四七二・永福門院)まで用例は見えない。

②「見ゆる曙」は、句渡りの用例しか見あたらず、「山の端の横雲ばかり渡りつつ緑に見ゆる曙の空」(永久百首・春・春曙・二六・兼昌)がその早い例だが、式子の「正治初度百首」¹⁸詠「花を待つ面影見ゆる曙は四方の梢にかをる白雲」

(式子内親王集・正治百首歌奉りける時・三六一)を指すか。以後、『為尹千首』まで作例は見えない。③「ありければ」は、勅撰集でも『後撰』(二首)『拾遺』(四首)『千載』(二首)に見える常用の語だが、西行の『新古今集』入集歌「何事にとまる心のありければさらにもまた世のいとはしき」(雑下・一八三二)を指すか。以後の勅撰集では『風雅集』(釈教二〇四四)に、それも恵心僧都源信の一首が見えるのみである。④「思ひせば」は、『古今』(一首)『拾遺』(二首)に見えて以後、『続拾遺』(二首)まで、勅撰集の作例はない。新古今時代では、『六百番歌合』の「逢ふことを頼むる暮と思ひせば入相の鐘もうれしからまし」(恋四・夕恋・八二〇・家房)が目につく程度である。

⑤「心地こそすれ」は、八代集を通じて作例は多い。ただ、その後は『新勅撰』の二首以後『玉葉』の四首まで、勅撰集には用例が見えない。⑥「物にぞありける」も、八代集では『新古今』に例がないこと以外はこれにほぼ同様で、『新勅撰』の三首以後は『玉葉』の十二首まで飛んでいるのである。なお、『八雲御抄』(用意部・よくよく思惟すべき事)には、「よくも聞こえぬ詞多し」「などいへる詞はいとしもなし」として、その詞を例示する中に、「物にぞありける」があり、また、「思ほゆるかな、心地こそすれ、などは、なかなか狂²⁰じたる方もありぬべし」とも言っている。つまりこの両語は、順徳院が、よくも聞こえず、大したこともなく、かえつてふざけた感じもする、とした詞なのである。

⑦「み山辺の里」は、八代集では『後拾遺』から『新古今』までに見え、特に『千載』では三首が採られているが、その後の勅撰集では『新拾遺』の曾禰好忠詠(冬・六五六)まで見えない。この詞は、早くその好忠が詠み始め、経信や顕季と顕輔、あるいは『堀河百首』や『為忠家百首』を経て、『久安百首』で四首の作例が見え、西行が多用するに至る(山家集に七首)。新古今時代にも、慈円や後鳥羽院を中心に多くの作例が見える。恐らくは、『山家集』(山家初秋・二五四)と『西行法師家集』(山家の初秋を・一六五)共に秋巻頭に据えられた「さまざまのあはれをこめて梢吹く風

に秋知るみ山辺の里」を初めとする西行歌の影響であろうか。⑧「吹く嵐かな」は、勅撰集では『新古今』が初出で、良経（冬・六一五）・秀能（哀傷・七八九）・通光（雑上・一五六四）の同時代歌人の三首が採られていて、その後は『風雅』に定家の一例（七七二）が見えるのみである。その良経詠「笹の葉はみ山もさやにうちそよぎ氷れる霜を吹く嵐かな」は『正治初度百首』（冬・四六三二）の作で、早い例となる。以後、定家や家隆も含めて、新古今歌人達が詠み試みている。ただこの詞も、句渡りにはなるが、『山家集』冬の巻頭歌「夜もすがら惜しげなく吹く嵐かなわざと時雨のそむる梢を」（長楽寺にて夜紅葉を思ふと云ふ事を人人よみけるに・四九一）が先行し、つまりは西行の影響下に、新古今時代に少しく流行した詞であると見られるのである。

この「み山辺の里」と「吹く嵐かな」については、『宗尊親王三百首』の「聞き馴れぬ松の嵐もかねてより思ひしままのみ山辺の里」（雑・二九〇）の為家評語に「み山辺の里、吹く嵐かな、不_レ可_レ詠之由、亡父_レ慥申候き。随分加_二制止_一候」とある。この「亡父」定家の言説は、裏付けがある。即ち、『順徳院御百首』の「駒とめてしばしはゆかじ八橋のくもでに白き今朝のあは雪」（六五）に注した定家裏書に、「駒とめてしばしはゆかじ 尤其興候、元久之比以後、世間歌仙不_レ論_二初学旧老_一、詠歌一向、白き、青き、嵐吹くなり、吹く嵐かな、此外歌不_レ候」とあり、『八雲御抄』（用意部・詞のいりほが）にも「定家云く、白き、青き、吹く嵐かな、嵐吹くなり、にてのみ侍り、といふも、詞のわるきにはあらず。余りに人ごとに好むを憎むなり」とあるのである。従って、少なくとも定家の意図としては、そして恐らくは為家の理解でも、「み山辺の里」や「吹く嵐かな」は、余りにも人それぞれに好み詠むことを憎んで使用を制止した詞なのであって、独創性に帰する個別の和歌に由来する制詞とは意味合いを異にするのである。

如上の各語の用例の分布状況に照らして、慶融は、名歌の要として固有の作者の歌に原拠が求められる「主ある詞」と、

作例甚多で言わば詠まれ過ぎた詞と、その中でも順徳院が好まなかつたような俗に傾いた詞と、それらを區別せず、一括して禁制の詞として併存させていたと見てよいであろう。ここにも慶融の曖昧な接合的・包括的著録の姿勢を見ることのできるかと考えるのである。同時にこのような多様な制詞の挙例については、『井蛙抄』や『近來風体』等がそれぞれの由来を記すようになるという点で、後代の歌学に通じていくとも言えるのである。

さて、右の詞の列挙に続いて、「新古今已後停²¹止之」とあり、さらに⑨「身こそつらけれ」と⑩「身をいかにせむ」の二語が記されている。この両語は、『新古今』以後慶融当代までの勅撰集にも用例が相当数見えている。⑨「身こそつらけれ」は、勅撰集では『後撰』（一首）『後拾遺』（一首）以後は、『統後撰』『統古今』に各二首、『統拾遺』にも一首見えているばかりか、寛元二年（一二四四）頃の『新撰六帖』には為家を含む四首の作例があり、『宝治百首』（二例）『弘長百首』（一例）でも詠まれているのである。加えて、慶融の甥為世撰の『新後撰集』では六首が採られてもいる。⑩「身をいかにせむ」は、『後撰』『拾遺』『後拾遺』『金葉』の各一首以後、『新古今』に四首、『新勅撰』に三首、『統後撰』『統古今』に各一首の作例が見える。「身こそつらけれ」と同様に『新撰六帖』に為家を含む四首、『新後撰』ならびに『玉葉』にも各一首ではあるが作例が見えているのである。また、歌末に「…身を」を、初句に「いかにせむ」を置く形を併せ見ても、『金葉』『新古今』『統後撰』『統拾遺』に各一例が見える他、建長三年頃（一二五二）頃の『現存六帖』や『弘長百首』にも各一首の作例があつて、その傾向に反していない。

これに対して、①②⑧の全てではないが、慶融が誤認したと思しき①「雨の夕暮」と、③「ありければ」⑦「み山辺の里」⑧「吹く嵐かな」は、『新古今』に用例が見えて以後、嘉元元年（一二三〇）四月には存命（定為法印申文）であつた慶融が没した後であろう頃に成つた『玉葉』以後の勅撰集にしか用例が見えない語である。また、④「思ひせば」

は、『古今』『拾遺』以降は『続拾遺』まで見えず、⑤「心地こそすれ」⑥「物にぞありける」も『新勅撰』以後は『玉葉』まで見えない語である。これらの大凡でしか捉えられない傾向を、慶融の大雑把な識見の反映と見ることが許されるとすれば、「新古今」後「止之」は、「身こそつらけれ 身をいかにせむ」の見出しではなく、それ以前に列挙した詞に関する言であると考えるべきであろう。敢えて言えば、一連の語群の末尾「み山べの里 吹く嵐かな」の両語に付された注記であった可能性がある、とも考えるのである。なおまた、やはり①②③④の語群全体に対する注記であったとすると、特に④「思ひせば」は、為氏撰の『続拾遺集』に二例見えているので、慶融が同集を披見した後にこれを記したとは考え難いとすれば、『遂加』の成立は、為家没の建治元年（一二七五）五月一日以降、『続拾遺集』奏覧の弘安元年（一二七八）年十二月二十七日頃以前ということにならうか。

さて、続けて『遂加』は、初句に「大方は」「ほのほのと」を置く歌につき記す。まず、「大方は月をもめでじこれぞこの積もれば人の老いとなるもの」（古今集・雑上・八七九・業平）の歌が存するけれども、「あまりに大様なる心地す」と言う。業平歌の存在に寄り掛かって初句に「大方は」を詠むのは、あまりにも配慮が足りない感じがする、というほどの意味だろうか。一方、伝人麿の「ほのほのと明石の浦の朝霧に鳥隠れ行く舟をしぞ思ふ」（古今集・羈旅・四〇九・読人不知）から、後鳥羽院の「ほのほのと春こそ空に来にけらし天の香具山霞たなびく」（新古今集・春上・二）が詠まれているが、これ以外は、「おぼろけならずして、此の五文字相応し難き由、先人被_レ仰き」とも言う。伝人麿歌とそれに拠った後鳥羽院詠以外は、よほど並一通りでない素晴らしい歌でなくては、初句「ほのほのと」に相応する二句以下の表現は困難だ、と言い、それは先人為家の教えだというのである。この両語に関する言説は、本来の「主ある詞」としての禁制の詞を説示したものと云えるであろう。

一連の制詞風の詞の列挙の意図の一定ではない曖昧さは、慶融の大まかな知識に基づく認識の不精確さもその一因であろうが、のみならず、個々の知識に基づく複数の位相の事象を大づかみに併結して一つのまとまりとして提示するという、慶融の姿勢が主因であると捉えたいと思うのである。

三 定家から為家を経て慶融に至る勅撰撰歌論の変遷

『遂加』は次のように続く。便宜に、類同の部分を示す記号を頭に付す。

c 咲きにけり雲のはたての桜花余り嵐に物思へとて

此の歌も平に入るべき由、懇望しけるを、撰者いと惜しげに、桜ほどの物を人の物思へとて、入れられず。

か様にのみありしに、近年見及ぶ歌は、春の曙・秋の夕暮・秋の夜(26)の月、皆此の儀になれり。ただ時節すさび、身にしみ、景物の心を動かし、堪へ難き事を可二賞一とぞ、先人は仰せられし。

d 新勅撰集に家隆卿、

思ひかねながむればまた夕日さす軒端の山の松も恨めし

えせ歌なりけるを、撰び入れられたりけるを、口惜しき事と、是同じ物語にありし。

このcの部分、「先人」為家の『為家書札』(27)に、次のとおりある箇所cの内容を承けた言説であろう。

a 寂蓮、「稻葉を渡るさを鹿の声」とよみて自讃仕り候ひけるをば、祖父俊成、末代の歌損ぜむずる歌也、誠少なし、恋・述懐などには利口も許す事なれど、四季歌は虚誕は不_レ可_レ然候ふ由、申し候ひける。千載集に入れず候ひけるを、余りに泣く泣く申しける不便さに、父定家、平に申し入れて候ひき。

b 今思し食し候へば、なほよく申し候ひける。近代歌、此の風出で来て、ひた虚言になりたり、と申し候ひき。
如_レ此事、此中風、いとど手振れ候ひて委く不_レ申候ふ。

c また、新勅撰の比、橋長政と申し候ひし好士、自讃歌に、
咲きにけり雲のはたての山桜あまつ嵐に物思へとて

と詠じ候ひて、平に可_レ入之由、懇望し候ひき。亡父、いと惜しげに、桜ほどの物を、人の物思へとて咲くと言ひなさむ、いまいまし、と申し候ひき。

就_レ之、近年見及び候へば、春の曙・秋の夕暮・秋の夜の月、みな此の義に罷り成り候ふ。只時節すぐく身にしみ、景物の心を動かし、堪へ難き事を賞翫(する)ごとく思ひ給ひ候へ。

両者のc部分はほぼ重なるが、なお細かい点での異なりは、両書の伝本の書写過程で生じた異同かもしれないし、『為家書札』の教定宛書状という性格からして、これ自体を慶融が書承した訳ではないかもしれないが、慶融の引用の疎漏の結果である可能性も見ておきたい。

『為家書札』のa・b部分は、寂蓮の「尾の上より門田に通ふ秋風に稻葉を渡るさを鹿の声」(千載集・秋下・三二五)との自讃歌を、俊成が「末代の歌損ぜむずる歌」として『千載集』への入集を拒んだのを、寂蓮愁訴の不憫さに定家が

是非にと申し入れて入集したが (a)、今考えれば俊成の言は至言で、近頃の歌にはこのような風が出来して、定家の言は虚しくなった (b)、という定家の言説であり、その詳細を為家が中風の痙攣を言い訳に省略を示唆したものである。しかしこれは、定家と家隆の言談を藤原長綱が筆録したとされる『京極中納言相語』⁽²⁸⁾ に詳しく語られている。ここでは、「予が得分に申し入れ畢ぬ」、つまり定家の推薦権で申請・入集したという部分を挟んで、次のようにあるのである。

a 寂蓮入道が歌に、

尾の上より門田に通ふ秋風に稲葉を渡るさを鹿の声

殊の外に自嘆の気ありて、千載集撰ばれし時、まげて入るべき由申ししを、撰者、面白き歌なり、是は、道理に叶はぬにはあらねども、末代の歌損ぜむずるものなり、入るべからず、と申されしを、作者、則ち一首書き入れたらん、何事かあらん、の由、泣く泣く申ししかば、予が得分に申し入れ畢ぬ。

b しかるに、近頃、「海辺鹿」といふ題に、「末の枝洩るさを鹿の声」と侍りしは、此の体に侍りき。「月だにづらき浦風に」といへる浦風ばかりこそ海辺にて候へ、その外海の心なし。また、「松の枝洩る」など侍る下の句も、鹿の声はいかに松の枝をば洩るにか、心得難し。そのかみ、家隆の歌に、

時雨降る比にしなければさを鹿の上毛の星もまづ曇りつつ⁽²⁹⁾

とありしを、作者よく詠みたりと思はれたりしを、入道、これも道理はあり、冬毛に変はる比、上毛の星曇れるほど、面白し、とて、点を加へられざりき。しかれば、いかさまにも面白かるまじき物をと、思ふ給ふるなり。かつは、歌損ぜむずると申し置かれたるが符合したるなり。「稲葉」「松の枝」にて知らるるもの也。

つまり、定家は、和歌は表面的な面白さを狙うべきではなくそれを以て判断すれば後代に禍根を残すといった父俊成の教導と自らの反省を、寂蓮歌の逸話（a）に続けて、反省の材料となる『千載集』採録の寂蓮歌に似た体の歌出現の具体例に補強の材料となる家隆歌の逸話を付加して説いていた（b）のである。これに対して為家は、寂蓮歌の逸話（a）を、具体的部分は病気を理由に省略して（b）、定家が『新勅撰集』撰進時に長政歌を「桜」に対する表現の不遜故に拒否したという全く別の逸話と連接させた上で、寂蓮歌に似た体の歌出現の定家の反省を承けるかのように、「就之、近年見及び候へば」として「春の曙」「秋の夕暮」「秋の夜の月」を挙例している（c）のである。一見、為家は定家の訓説に従っているようではある。しかし、『京極中納言相語』が定家の言説を間接的に著録したもので、『為家書札』も藤原教定宛の書状であることを考慮しても、両者の間に齟齬があることは無視できない。『京極中納言相語』が、歌は後代に禍根を残すような表現の面白さを狙うべきではないという一貫した俊成と定家の考えを伝えているのに対して、『為家書札』は、勅撰集に本来入集させるべきではないという点では一致するが、その理由を異にする寂蓮歌と長政歌を同列に並べ、かつはその後に、新古今時代以後に爆発的に盛行した三語への批判を結びつけているのである。これは、為家の著述態度の、断章取義的側面と表裏の、言わば緩やかな包括性を示すものであると考えるのである。⁽¹⁾

その言説を、やや精確を欠きながらも『遂加』はそのまま引き継いでいるのである。さらに『遂加』は、「先人は仰せられし」に続けてdで、『新勅撰集』の家隆「思ひかね」歌（恋五・九九四）が「えせ歌」だったのを定家が撰入したことを悔やんだと、「同じ物語にありし」として言うのである。「同じ物語」は、前の「先人は仰せられし」を承けるのであるろうか。とすれば、『為家書札』が考えられるが、現存本には見えない。父親からの親しい談話の口伝を「物語」

と称したのであろうか。この家隆の「思ひかね」歌は、『六百番歌合』（恋下・寄木恋・一〇四四）の作で、ここでは初句「思ひわび」、四句「軒端の岡の」である。³² 判者俊成は、本歌「夕づく夜さすや岡辺の松の葉のいつともわかぬ恋もするかな」（古今集・恋一・四九〇・読人不知）を指摘しつつ、「優に聞こえ侍り」と言う。その後、『家隆卿百番自歌合』（一二六）を経て、『新勅撰集』（恋五・九九四）に採録される。前者は初・四句共に『遂加』に同じで、³³ 後者も初句は『遂加』に同じだが、四句は「軒端の岡の」である。³⁴ 定家が「えせ歌よみ」（明月記）と批判した季経が『千五百番歌合』で「軒端の岡、いと聞きよからず」と良平の歌（一九四四）を批判したことはあるものの、この歌の本文の変化の理由は詳らかにし得ず、³⁵ 結局、同歌が似而非歌で、定家が『新勅撰集』に撰入したのを後悔した、という為家の言説の意図や出所は不明である。ともかくも、共に『新勅撰集』に入集すべきでなかった両首であることを一致点に、為家の言説を増結したということはできるであろう。

以上を図式的にまとめると、定家の言説（a b）を、為家が変容させた言説（a b c）を、さらに慶融が変化させたのが『遂加』の言説（c d）ということになるろうか。この三代間で、各話材の一部分が連鎖しながら全体は漸次変成してゆき、結果として趣旨を微妙に異にする訓説が相伝されたことになるのである。

四 詞論をめぐる為家への敬慕と付会

『遂加』の末尾は、次のとおりである。

住み付きわろき詞の中に、五条の・京極の、両詠にもあまた見ゆる事あれども、などやらん好み詠みたくもなき

由、被^レ仰^キ。冬のけしき、春・夏・秋に、是も承^レけられずと侍りしかども、続後撰集にも、か様の詞ある歌、撰り入れられたり。これが歌の姿よくなりぬれば、か様の事苦しからず。まねびて及ばざらむ、返々す口惜しき事也。

白雲⁽³⁷⁾これる 花盛りかも 峰越し 谷越し 憂きが憂し 憂きが身⁽³⁸⁾

か様の事さのみ書き尽くし難し。ただ先達の歌尋^トめて見るべし。

まず、定まりのつかない詞の中に、五条三位入道俊成の、京極黄門定家の、両者の詠作にも沢山見える事はあるけれども、どういうわけか、好んで詠みたくもない由を、父為家がおっしゃった、というのである。定家が説く三代集歌人の用語使用の原理（詠歌大概等）に従って、「いかにも古歌にあらん詞を用ふべし」としながらも、「但し、聞きよからん詞は、今初めて詠み出したらんも悪しかるべからず」（詠歌一体・歌の詞の事）と説いた為家の、祖父俊成や父定家にも追従しない意志を窺わせるような言説ではある。より具体的には、続く文脈が例示するように、「けしき（景色・気色）」をめぐる俊成・定家と為家の見解の相違に基づく言説であろうか。俊成も定家も拘らなかつた「けしき」を、為家は、「初学と家業継承を象徴する作品⁽³⁹⁾」たる二十六歳時の『為家千首』の九首に見られるように、二十歳代ではむしろ常用し、また建長頃までは詠じてもいたが、晩年に至るにつれて「けしき」を忌避するようになったのである⁽⁴⁰⁾。

「冬のけしき」以下の大意は、「冬のけしき」はもとより春・夏・秋の「けしき」についても承認できないという父為家の教えがあつたが、為家撰『続後撰集』にも同様の詞を持つ歌が撰入されていて、これ（「けしき」）を用いた歌の姿が良くなるのであれば、このような詞の歌も差し支えない、しかしこのことを真似ても及ばないであろうことは、返す返す残念である、ということであろう。慶融の父為家への敬愛の度を知り得る言説とも言え、ここに為家が定家の咎を

省筆したことに重なるものを窺うこともできる。同時に、為家が忌避した「冬のけしき」「秋のけしき」の語を含む歌を自ら『続後撰集』に撰歌^④したことを以て、為家は歌詞の禁忌よりも歌姿の優良が優先される価値判断を下したのだと見て、それは慶融自身が及ばない境地なのである、というように言いなしていることは、父への敬愛と表裏に、為家の生涯を通じた変化を無視して為家の前半生の行為と後半生の理念とを結びつけた、一種の付会であろう。為家が『続後撰集』に「けしき」詠を採ったのは、その時期には「けしき」を忌避する考えを固めていなかったからであると考えられるのであり、「詞なだらかに言ひ下し、清げなるは、姿のよき也」（詠歌一体・歌の姿の事）という考えを持つに至る為家の、姿を重視する姿勢に基づく判断とは関係がないと見られるからでもある。また、為家が「冬（春・夏・秋）のけしき」の詞を忌避しながら、姿が良くなれば認められる、と説いたとすれば、それは、為家の「一句悪からんは、良き句混じりても更々詮有るべからず」（同上）という志向に背離することにもなる。右の文脈は、慶融が父為家の行為や訓説を都合よく繋ぎ合わせた結果を反映したものではないか、と思うのである。慶融の父譲りの断章取義的側面を窺わせるものと言つてもよい。

さて、「白雲これる」から「憂きが身」までの語については、これを用いた和歌史上に特徴的・画期的詠作や、具体的な加難の事実などは見出せない。これは、絶対的に忌避すべき制詞として挙例されたのではなく、「冬のけしき」などと同様に、一般的には使用を承認できないが、一首の姿に有益な場合には容認される語の例として挙げられているのではないだろうか。六語の内、「白雲これる」や「憂きが憂し」は作例が見えないが、「花盛りかも」は、定家撰の『新勅撰集』に「さを鹿の声聞こゆなり宮城野の本あらの小萩花盛りかも」（秋上・三三四・祐子内親王家小弁）、「谷越し」は、定家作の「谷越しの真柴の軒の夕煙よそめばかりは住みうからじや」（洞院撰政家百首・雑・山家・一六一四）、「憂きが身」

は、為家作の「晴れぬべき道はかたがたありながら身の憂きが身になほやまどはん」(同上・雑・述懐・一八一九)が、それぞれ存しているからである。なお、「峰越し」についても、家隆に「眺めやる心のさきに山桜誰が峰越に花を見るらん」(壬二集・家百首・嶺花・一三五三)の作がある他、定家の異父兄の隆信とその子信実にも作例がある(通親亭影供歌合建仁元年三月・七七、信実集・九六)ので、これも、慶融が仰ぐべき定家や為家の撰歌・詠作の例があることに準じて、そのように判断されたものと見てよいと考えるからでもある。

むすび―為家から慶融が受け継いだもの

以上に見きたったように、「詠歌一体」に「遂加」したかに見えた「遂加」の題詠論も、その内実は、祖父定家の言説を下敷きにしつつ、地儀に限定して落題の証歌を挙げて論じると見せて、その挙歌の結題を繋ぎとして、花・郭公・月・雪という四季要題の字必詠論へと転化させつつ、「花」の題詠を論じる有効性に疑問が残る歌を挙例し、唐突に地儀の「鵜川」題に返って原理主義的な物言いをしたものであった。また、具体的に揭示された一見「主ある詞」と思しき制詞語群も、略本系『詠歌一体』に連なるものではあったが、それらの性質は、特定の歌に遡源する主ある詞、作例過多の使用の安易を咎めるべき詞、その中でも俗に過ぎる詞、というように区別されるべき、異なる意味合いの「制詞」を並列させたものであった。

さらに、本来の主ある詞と言える「大方は」「ほのぼのと」の語を父為家の教えとして論評しつつ、祖父定家の勅撰集撰歌の問題へと移行させて、それに関する父為家からの別々の訓説二つを結び付けているのである。その為家の一方の訓説はまた、定家から継承したであろう、『千載集』撰進時の俊成から定家が承けた後代に禍根を残さないような本

質的撰歌基準に関わる訓説の逸話を、父定家の反省の具体相を隠しつつ、『新勅撰集』撰進時の「桜」の表現に過誤ある歌を忌避したという個別的撰別に關する訓説の逸話に連接させ、さらに新古今時代以後の安易な流行語を批判する論に展開した言説全体の後半部分であった。他方の訓説は、出所を不明とせざる得ないものであるが、つまるところ慶融は、既に定家から繼承する過程で為家が変容させていた撰歌論・用語論を、変化を加えながら受け継いで別の撰歌論にも連結し、全体が為家から相承した撰歌論・用語論のごとく包括して記述しているのである。

加えて、為家が後半生に至って忌避した「けしき」の語をめくり、あたかも為家当初からの価値判断で「けしき」歌を不承不承『続後撰集』に撰歌したように言いなし、それを歌姿の優良によって許容される詞に付会して、亡父為家の見識として敬意をも示しつつ、類同の詞を例証無く列挙してもいるのである。

慶融が父為家から受け継いで「遂加」したものは、父為家が示した訓説にさらなる個別事象を「遂加」しただけではなく、本来は別々の事柄を結び付けて緩やかに包括して新たな訓説に仕立てる方法を、さらに柔軟に質の異なる複数の事象をも抱き合わせて一説のごとく包摂するという方法として「遂加」と言つてよいのではないか。この牽強付会になりかねない便宜的統合の著述方法はしかし、鶴的で焦点の定まらない説を生み出すのみで、その説は意味をなさなということではあるまい。前代から積み重ねられてきた諸々の訓説を時代の中で捉え返して、時代の和歌に少なくとも意識としては警鐘を鳴らし、後代の和歌を良い方向へ導こうとした行為なのである。鎌倉前期に定家が説いた原理主義的で禁欲的な訓説は、次代に於て既に嗣子・弟子達によって柔軟に変容させられていた、それに続く次代に慶融は位置しつつ、まさに為家に「遂加」したのであり、それはさらに、後代の仮託書・偽書へと連繋していく要素を内包するものでもあったのである。井上宗雄が「追加」や竹園抄のように父のことばを録するというような識語を持つものは

既に偽書の一步手前のものといった匂いを多分に持つている」と述べるのは、右に見たような『遂加』の、慶融本人の意識や作為の度合いは措いた、結果としての曖昧さや都合のよさに照らして、首肯されるのである。

その後半生に歌壇上に対立する一方の当事者となる為家の子息の世代以降に、俊成以来続く歌の家が分裂して歌壇上に争闘を伴う活気を生み出しつつ、三つの流れが絡み合つて以後の歌壇の状況を現出させたという意味で、為家の位置は基盤的である。同様に、為家の歌学の方法から派生して、後代の歌学のあり方の一端が方向付けられた可能性があるという意味でも、為家の位置は重要であり、そういった為家からの拡散の、原初の様相を『遂加』は具体的に覗かせていると考えるのである。

注

(1) 作者慶融については、井上宗雄「歌僧慶融について」(『平安朝文学研究』復刊一二、平一五・一二)が詳しく、小論もこれを参照した。

(2) 『遂加』の伝本は、『日本歌学大系』第三卷所収本の底本である神宮文庫本(三・二二三)の他、書陵部本(伏・一四二)、島原松平文庫本(一一九・六)、東大本居文庫本(本居峽一一七・四四一)、篠山市青山会本(二三八)等が知られる。いずれも「此抄周嗣禪師」新千載作者/頓公和歌門弟所持之本也。以「昵近之功」被「付属」畢。貞治三年三月日「頓宗」の奥書有する(神宮文庫本は「此抄」が「右此抄」、「新千載」が「千載集」)。この「頓公」頓阿とその門弟周嗣と頓宗については、井上宗雄『中世歌壇史の研究』(昭四〇・一一、昭六二・五改訂新版、明治書院)に詳しく、「追加」は藏書家周嗣(頓阿門)の手に帰し、次いで同門頓宗の手によって写されてその系統本が今に伝わったのである」と記されている。諸本間に、大きな異なりはないが、一部分の漢文体を読み下しの形にする傾向がある点で東大本居本、僅かながら意改的異文を持つ点で青山会本が、そして両本にのみ特有の異文があることから、両者が後出でかつやや親近の関係にある可

能性がある。また、神宮文庫本と書陵部本と松平文庫本に共通の傍記があることから、三者にも親近の関係性が窺われる。ここでは、書陵部本を底本にし、その本文に問題がある場合はその他の本によって校訂する。

- (3) 読みやすさに配慮し、改行や字配りを整え、通行の字体により、歴史的仮名遣いに改める他、適宜仮名を漢字に、漢字を仮名に改め、漢字には送りかなを付し、清濁を施す。反復記号は適宜本字に戻す。また、漢文体の部分には返り点を付す。表記法上以外で本文を改める場合は注記する。なお、「哥」は「歌」に、「華」は「花」に統一した。以下、その他の作品の本文についても同様。

- (4) 底本・神宮文庫本・松平文庫本は「旅の字」^{（誤本必）}。本居文庫本は「題の字」、青山会本は「題にて旅の字」とある。「たい」から「たひ」を経て「旅」になった可能性を見て、「題の字」に改める。

- (5) 底本「なけれど」を、他本及び『古今集』により改める。

- (6) 今治市河野美術館本による。
- (7) 和歌作品の引用は、特記しない限り新編国歌大観本によるが、表記は改めた場合がある。平安時代の歌合は平安朝歌合大成本による。

- (8) 佐藤恒雄「詠歌一体考」〔藤原為家研究〕平二〇・九、笠間書院。初出は『国文学言語と文芸』四〇、昭四〇・五が指摘するのに従う。

- (9) 髓脳類の引用は、特記しない限り日本歌学大系本によるが、表記は改めた場合がある。

- (10) 現行分類第一類の陽明文庫本。別に、第二類の伝為氏筆本系天理本『貫之集』にも「六月鵜河／篝火の影しうつればむばたまの夜川の底は水も燃えけり」(八)が見えるが、第一類本の詞書は「六月うかひ」で疑義が残る。

- (11) 永承元年(一〇四六)〜康平三年(一〇六〇)の夏と推定されている『頼資資成歌合』にも出題されたいことが廿卷本の目録から知れるが、歌は散佚。

- (12) 慶融は、後年正応年間(一二八八〜九三)頃に関東に下向。為相との親交や執権北条貞時勅進「三鳥社十首」への参加が知られるが、『遂加』成立段階での関東方への関心は不明。注(1)所掲井上論攷、小林一彦「正応五年北条貞時勅進三鳥社奉納十首和歌」を読む(『京都産業大学日本文化研究所紀要』五、平一二・三)参照。
- (13) 拙稿「京極派の「けしき」素描」〔歌われた風景〕平二二・一〇、笠間書院)を参照願いたい。

- (14) 日本歌学大系本によるが、『八雲御抄の研究 正義部／作法部』(平一三・二〇、和泉書院) 所収の諸本を参照する。
- (15) 拙稿『詠歌一体』を読む(『野鶴群芳』平一四・一〇、笠間書院) を参照願いたい。
- (16) ここで『遂加』が挙げる十二語と、後出の「白雲これる」から「憂きが身」までの六語を、全て含む略本系『詠歌一体』は、中世の文学『歌論集一』(昭四六・二、三弥井書店) の諸本分類による、東洋文庫・慶大図書館・東大国文研究室本等の第三類(丙本)本の「不可好詠詞」である。同書解題は、「不可好詠詞」の五七語には、排列上『為家口伝』(和歌口伝抄)とも。編者・成立未詳。彰考館・書陵部・上田市立図書館等蔵)の末尾や慶融の『追加』と一致する部分があり、これら三書の間は何らかの関連が想像される」と指摘している。ちなみに、『近來風体』は、「以上可止之由、慶融法眼抄に見えたり」として、「雨の夕暮」から「物にぞありける」までの語と、「身こそつらけれ」「身をいかにせむ」の両語、および後出の「花盛りかも」「峰越し」「谷越し」「憂き身(憂きが身)」の語を列挙している。
- (17) 神宮文庫本(従って歌学大系本も)は欠く。他本全てにあり。
- (18) 現行本には見えない。『続千載集』(春上・六八)にも「正治百首歌たてまつりける時」で入集。差し替えか。
- (19) 新編国歌大観本は「なきことに」だが、伝為相筆本等により改める。
- (20) 原文「さやう」。この部分を引く、『井蛙抄』尊経閣文庫蔵公維筆本(歌論歌学集成本による)でも「狂」の字を当てている。『西行法師家集』は「よまざるまに」。
- (21) 底本と東大本居本は「物」。他本により改める。
- (22) その後、『新統古今集』にも一例あり。
- (23) その後、『新千載』(二首)『新後拾遺』(二首)にも用例あり。
- (24) その後、『続千載』(二首)『続後拾遺』(二首)『風雅』(二首)『新拾遺』(二首)『新統古今』(二首)にも用例あり。
- (25) 底本は虫損で判読困難。東大本居本は「冬」、その他の諸本は「秋」。後掲『為家書札』も「秋」。「秋」に従う。
- (26) 谷山茂「為家書札とその妖艶幽玄体——付、越部禰尼消息等の伝本ならびに紫明抄のことなど——」(『文林』一、昭四一・二二)の翻印による。
- (27) 中世の文学『歌論集一』(昭四六・二、三弥井書店) 所収本による。

- (29) 「時雨ゆく空こそあらめさを鹿の上毛の星もかつ曇りけり」(壬二集 百首文治三年十一月・秋・九四四)の「記憶違いか」という。
 注(28) 所掲書参照。
- (30) 勅撰集の用例数を一覧しておく(句渡りを除く)。春の曙 千載2、新古今5、新勅撰5、続後撰1、続古今6、続拾遺6。秋の夕暮 後拾遺7、金葉1、詞花1、千載2、新古今16、新勅撰2、続後撰8、続古今16、続拾遺6。秋の夜の月 古今1、拾遺3、後拾遺5、金葉8、詞花3、千載4、新古今12、新勅撰5、続後撰17、続古今13、続拾遺16。
- (31) 注(15) 所掲拙稿「詠歌一体」を読むを参照願いたい。
- (32) 新編国歌大観本の底本は現存最古写本という日本大学総合図書館本。小西甚一本を底本とする『新校六百番歌合』(昭五一・六、有精堂)本、書陵部本(五〇一・六一九)を底本とする新日本古典文学大系本は、初句「思ひかね」、四句「軒端の岡の」。『新校六百番歌合』著録の校異には、初句「おもひわひ」の数字を記すが、四句の異同はない。判詞にも「軒端の岡の、などいへる」とあり、四句は「軒端の岡の」で動かない。
- (33) 新編国歌大観本の底本は尊経閣文庫蔵伝蜷川新右衛門親当筆本。群書類従本も同じだが、四句の「山」に「をかイ」の傍記あり。
- (34) 穂久邇文庫蔵冷泉家旧蔵伝為家筆定家自筆識語本(影印版)による。
- (35) 「壬二集」(三八七)は、初句「思ひわび」四句「軒端の岡の」。新編国歌大観本の底本は蓬左文庫蔵玉吟集(二〇七・九)。高松宮蔵本(貴重書函・三)を底本とする『藤原家隆集とその研究』(昭四三・七)所収本・私家集大成本も同じ。
- (36) 神宮文庫本は「うけ、れとも」、他本は「うけられすと」。
- (37) 『詠歌一体』乙本(注(16) 所掲「歌論集一」の分類)では「白雲たれり」。
- (38) 神宮文庫本は「うき身」とも読めるが、「き」と「身」の間の運筆の屈曲を「可」の「か」の痕跡にも読み得る。他本は「うきか身」であるので、「憂きが身」の本文を採る。
- (39) 新編国歌大観第十卷(平四・四、角川書店)所収該書の佐藤恒雄解題。
- (40) 注(13) 所掲拙稿「京極派の「けしき」素描」を参照願いたい。
- (41) 「片岡のあさけの風も吹きかへて冬の景色に散る木の葉かな」(冬・四六四・基家)、「ながめつつ過ぐる月日も知らぬまに秋の景色になりけるかな」(秋上・二四五・小町)。他に『続後撰集』の「けしき」詠は、「久方の天の香具山照らす

日の景色もけふぞ春めきにける」(春上・四・実定)、「なさけありてのどけき風の景色かなこのへにほふ花のあたりに」
(賀・一三四三・忠実)。

(42) 拙稿『詠歌一体』を読む」(注(15)所掲)、『簸河上』を読む」(『国語と国文学』平九・一一)を参照願いたい。

(43) 注(2)所掲『中世歌壇史の研究』。